

# 魚沼地区障害福祉組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則

昭和47年5月27日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、魚沼地区障害福祉組合職員の給与に関する条例(昭和47年魚沼地区精神薄弱児収容施設組合条例第1号)第5条の規定により準用する魚沼市職員の給与に関する条例(平成16年魚沼市条例第44号)第22条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関しては、魚沼市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成16年魚沼市規則第36号)を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年4月1日規則第1号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月14日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和60年7月1日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日規則第4号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成16年11月1日規則第4号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。